

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：民生費 項：児童福祉費 目：児童保護費

事業名 乳幼児保育特別対策事業費補助金

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

健康福祉部 子ども・女性局 子育て支援課 保育支援係

電話番号：058-272-1111 (内線 2635)

E-mail：c11236@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 1,491 千円 (前年度予算額：428 千円)

<財源内訳>

| 区 分 | 事業費 | 財 源 内 訳 | | | | | | | |
|-----|-------|------------|------------|------------|----------|-----|-----|-----|------------|
| | | 国 庫 支出金 | 分担金 負担金 | 使用料 手数料 | 財産 収入 | 寄附金 | その他 | 県 債 | 一 般 財 源 |
| 前年度 | 428 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 428 |
| 要求額 | 1,491 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1,491 |
| 決定額 | | | | | | | | | |

2 要求内容

(1) 要求の趣旨 (現状と課題)

本県の待機児童数は令和2年4月1日現在0人となったが、毎年年度途中において、特に3歳未満児について待機児童が発生している状況にある。

認可外保育施設は、認可保育所等に入所できない場合や、認可保育所等では対応できない時間の保育の受け皿になる等、多様化する保育ニーズに対応するうえで、一定の役割を果たしている。

(2) 事業内容

認可外保育施設で行う乳幼児(0・1・2歳児)又は延長保育事業の運営費に対して補助を行う。

認可保育所の補完的な役割を担っている認可外保育施設へ補助することにより、すべての保護者が安心して児童を預けることができる施設を充実させ、育児と就労の両立支援の推進を図る。

(3) 県負担・補助率の考え方

県 1 / 2 市町村 1 / 2

岐阜県認可外保育施設指導監督要綱に基づく認可外保育施設の指導監督権限は県にあり、認可外保育施設は、市町村の担うべき保育の実施義務の補完的役割を果たしていることから県と市町村とが共同して補助を行う。

(4) 類似事業の有無

無

3 事業費の積算内訳

| 事業内容 | 金額 | 事業内容の詳細 |
|------|-------|---|
| 補助金 | 1,491 | 認可外保育施設で行う乳幼児保育（0・1・2歳児）又は延長保育事業に対する補助。 |
| 合計 | 1,491 | |

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

- ・岐阜県少子化対策基本計画（第4次）
第4章 政策の4つの柱に基づく施策の方向
Ⅲ 2（1）幼児期の教育・保育の充実

(2) 後年度の財政負担

保護者の働き方の多様化や、0・1・2歳児の保育ニーズは依然として高いことから継続して補助が必要である。

(3) 事業主体及びその妥当性

事業主体 市町村(岐阜市除く)

子ども子育て支援法及び児童福祉法上、保育の実施義務は市町村にあり、市町村の補完的役割を担う認可外保育施設への補助であることから、市町村が事業主体となる。

県単独補助金事業評価調書

| |
|--|
| <input type="checkbox"/> 新規要求事業 |
| <input checked="" type="checkbox"/> 継続要求事業 |

| | |
|-----------|--|
| 補助事業名 | 乳幼児保育特別対策事業費補助金 |
| 補助事業者（団体） | 市町村（岐阜市を除く） （理由）保育の実施主体であるため |
| 補助事業の概要 | （目的）認可保育所の補完的な役割を担う認可外保育施設へ補助することにより、保育機能の量的拡大を目指し待機児童の解消を図る。 （内容）認可外保育施設で行う乳幼児（0・1・2歳）又は延長保育事業の運営費に対して補助を行う。 |
| 補助率・補助単価等 | 定額・ <u>定率</u> ・その他（例：人件費相当額） （事業費の1/2） （理由）保育の実施主体である市町村と同率の負担とするため |
| 補助効果 | 認可外保育施設が実施する0・1・2歳児に対する乳幼児保育、又は延長保育に要する費用に助成することにより、保育の充実を図り、待機児童解消につながる |
| 終期の設定 | 終期：令和6年度 （理由）岐阜県子ども・子育て支援事業支援計画の終了年度を設定 |

（事業目標）

| |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 終期までに何をどのような状態にしたいのか 県内待機児童の解消を図る |
|---|

（目標の達成度を示す指標と実績）

| 指標名 | 事業開始前 (H21年4月1日) | 目標 (R3年度末) | 目標 (終期) |
|------------|---------------------|---------------|------------|
| ① 待機児童数の解消 | 3 | 0 | 0 |

| | H28年度 | H29年度 | H30年度 | H31年度 | R2年度 | R3年度 (要求) |
|-------------------|-------------|-------|-------|-------|----------------|------------------|
| 補助金交付実績 | 3,211 千円 | 千円 | 122千円 | 269千円 | (予算額) 428千円 | (要求額) 1,491千円 |
| 指標①目標 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 指標①実績 (次年度4/1) | 2 | 0 | 1 | 2 | (推計値) 0 | (推計値) 0 |
| 指標①達成率 | 0% | 100% | 0% | 0% | (推計値) 100% | (推計値) 100% |

(前年度の成果)

<平成 31 年度補助実績>

- ・乳幼児保育：(実施施設数) 1 市 延べ 1 施設 (利用者数) 延べ 22 人
- ・延長保育：(実施施設数) 0 市 延べ 0 施設 (利用者数) 0 人

(今後の課題)

・事業が直面する課題や改善が必要な事項

公的助成制度がほぼ存在しない認可外保育施設は、認可保育所と比較して財務等脆弱な施設が多く、当該補助の継続により受け皿となる認可外保育施設の発展に対して支援していく必要がある。

(事業の評価)

・事業の必要性 (社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か)

○：必要性が高い、△：必要性が低い

(評価)

○

過去 5 年間において、県内の待機児童はそのすべてが 3 歳未満児であり、特に、0・1・2 歳児の保育拡充は喫緊の課題となっていることから、認可保育所等の補完となっている認可外保育所の支援は必要性が高い。

・事業の有効性 (指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか)

○：概ね期待どおり又はそれ以上の効果が得られている

△：まだ期待どおりの成果が得られていない

(評価)

○

令和 2 年 4 月 1 日現在の待機児童数は 0 人となり、待機児童解消に一定の役割を果たしている。

・事業の効率性 (事業の実施方法の効率化は図られているか)

○：効率化は図られている、△：向上の余地がある

(評価)

○

平成 23 年度、令和 2 年度に対象児童の年齢区分を見直すなど、適宜事業内容の見直しを行っている。

(事業の見直し検討)

待機児童解消のため一定の効果を果たしており、他に代替する事業もないことから継続とする。

(終期到来時の翌年度以降の事業方針)

継続・削減・統合・廃止

(理由)

「安心して子どもを産み育てることができる岐阜県づくり」のためには、多様化する保育ニーズに対応していく必要がある。認可保育施設の不足、対応できない夜間等の保育ニーズに対応するためには、認可外保育施設の役割は大きく、継続して支援していく必要がある。

